

第129号議案

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第 1 条 島根県県税条例 (昭和51年島根県条例第10号) の一部を次のように改正する。

第45条の 3 第 2 項第 1 号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成14年法律第151号) 第 3 条第 1 項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成14年法律第151号) 第 6 条第 1 項」に改める。

第49条の 2 中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 3 条第 1 項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項」に改める。

(島根県手数料条例の一部改正)

第 2 条 島根県手数料条例 (平成12年島根県条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

別表 8 の項第 5 号ア中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

(島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第 3 条 島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例 (平成17年島根県条例第64号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ウ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法

律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第2条第2号二」を「第3条第2号二」に改める。

(島根県収入証紙条例の一部改正)

第4条 島根県収入証紙条例(昭和39年島根県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項」に改める。

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第5条 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年島根県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第16条中「申請、縦覧、通知、届出、提出」を「提出、縦覧、通知、届出」に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条から第5条まで」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条から第8条まで」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第6条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第36号左欄の(5)中「第3項の」を「第2項の」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。